

# 令和7年度 茨木市新型コロナウイルス感染症関連融資に係る 利子補給金申請要領

＜申請受付期間＞

令和8年1月5日（月）～令和8年1月30日（金）【必着】

茨木市 産業環境部 商工労政課

## ★利子補給申請の際の注意事項★

※この申請要領をよくお読みいただき、ご申請ください。

※申請書用紙（3枚）のみの受付はできません。添付資料をご準備の上併せてご提出ください。

※事前登録は、申請時期に申請のご案内をお送りするために受付しているものであり、本申請ではありません。利子補給金の申請には、今回お送りした申請書等をご提出いただく必要があります。

※補助対象融資であっても、国及び市の補給期間中に借換えや完済等をされた場合は利子補給対象外となる場合があります。

※昨年度申請された方でも移転等で市内に事業所がない場合は対象外となります。

※利子補給金は記載いただいた振込口座に振り込みますので、口座等の情報に誤りがないようにお願いいいたします。

## 1 事業の目的

新型コロナウイルス感染症の流行により影響を受けた市内で事業を営む小規模企業者に対し、市が新型コロナウイルス感染症に起因した設備資金・運転資金のための融資について利子補給を交付することによりその利子負担の軽減を図り、もって市内事業者の事業の継続を図ることを目的とする。

## 2 この制度における用語の定義

### (1) 小規模企業者等

本補給制度対象融資の対象者で、おおむね常時使用する従業員の数が、以下の表に該当する者

業種	従業員
小売業、卸売業、 サービス業 (宿泊業、娯楽業、学術研究、専門・技術サービス業、 インターネット付随サービス業を除く。)	5人以下
サービス業のうち 宿泊業、娯楽業、学術研究、専門・技術サービス業、 インターネット付隨サービス業	20人以下
製造業、建設業、運輸業、 農業、林業、漁業若しくは医療法人	20人以下

### (2) 特別利子補給

国が実施する利子補給制度

### (3) 事業所

一定の区画において従業者と設備を有し、事業活動が継続的に行われている場所

## 3 利子補給対象者

次の各号のいずれにも該当する小規模企業者等

- (1) 本利子補給金の交付申請時点で市内に事業所を有し、かつ事業実態がある者
- (2) 市内で事業継続の意思がある者
- (3) 本補助要領第6に掲げる補助対象融資の実行後、特別利子補給を受給した者
- (4) 利子補給対象融資に係る借入金を市内の事業所の運転資金又は設備資金に充てていること。
- (5) 市税を滞納しておらず、又は滞納解消に取り組んでいることを市長が認める者であること。

(6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員及び茨木市暴力団排除条例（平成24年茨木市条例第31号）第2条第3号に規定する暴力団密接関係者でないこと。

## 4 利子補給金額・補給上限額

利子補給金額：支払った利子の額

補助上限額：1事業者あたり各年度 10万円 総額20万円

※複数融資を申請可能ですが、補助額については、申請した融資の利息額を合算し、算出します。

※1事業者につき、同一年度内において、1回限りの申請になります。

## 5 令和7年度（令和8年1月）の申請における利子補給対象期間

国の利子補給対象期間終了後、令和7年1月から12月の間に支払った利子

※ただし、本利子補給金の交付対象期間は国の利子補給等終了日の翌日から2年間となるため、令和7年の途中で交付対象期間が終了する場合は日割りで計算することとなります。

## 6 補助対象融資

- |              |                           |
|--------------|---------------------------|
| (1) 大阪府制度融資  | 新型コロナウイルス感染症対応資金（保証料等補助型） |
| (2) 日本政策金融公庫 | 新型コロナウイルス感染症特別貸付          |
| (3) 日本政策金融公庫 | 新型コロナウイルス対策マル経融資          |
| (4) 日本政策金融公庫 | 生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付      |
| (5) 日本政策金融公庫 | 新型コロナウイルス対策衛経融資           |
| (6) 商工組合中央金庫 | 新型コロナウイルス感染症特別貸付          |

## 7 申請方法

### (1) 申請受付期間

令和8年1月5日（月）～令和8年1月30日（金）※必着

### (2) 提出書類

#### 【全申請者】

- ① 申請書兼請求書（様式第1号）
- ② 誓約書（2種類：様式第2号、茨木市事務事業からの暴力団の排除に関する要綱（平成25年4月1日実施）に規定する誓約書

③市内事業所の所在地を確認できる書類の写し（以下のうち、市内の事業所の所在地が記載されているもの。アを推奨するが、電子申告をしていない場合や確定申告書に市内事業所の所在地の記載がない場合はイでも可。）

ア. 電子申告された確定申告書及びメール詳細	(個人) <u>直近の所得税確定申告書</u> （第1表） (法人) <u>直近期の法人税確定申告書</u> （別表1）または法人市民税確定申告書（第20号様式）
イ. その他の市内事業所の所在地を確認できる書類	(例) 履歴事項証明書、開業届、賃貸借契約書、 営業許可書など国又は地方公共団体に提出・発行された営業に際して必要となる届出書や許認可、公共料金の領収書等

加えて、各補助対象融資に係る次の書類（※融資関係書類の省略については次頁参照）

#### 【大阪府制度融資をご利用の方】

- ① 返済予定表の写し★…融資決定時に金融機関より交付されたもの
- ② 信用保証決定のお知らせの写し★…融資実行時に金融機関より交付されるもの
- ③ 利息支払証明書（北おおさか信用金庫、尼崎信用金庫、大阪信用金庫を除く）  
※金融機関へ令和7年1月～令和7年12月の利息支払額が確認できる書類を請求してください。

※利息支払証明書は金融機関により、名称や書式が異なります。

#### 【日本政策金融公庫の融資をご利用の方】

- ① お支払額明細書の写し★…融資決定後に日本政策金融公庫より交付されます。
- ② お支払済額明細書…日本政策金融公庫へ令和7年1月～令和7年12月のお支払済額明細書を請求してください。可能な限り「日本公庫ダイレクト」より請求手続きをお願いいたします。（右QRコード参照）  
※「日本公庫ダイレクト」のパスワード発行に10営業日ほど要するため、初めて利用される方はお早めに新規会員登録の手続きをお済ませください。
- ③ 「特別利子補給助成金交付決定通知書」または「特別利子補給助成金確定通知書」の写し★（※△参照）

#### 【商工中金の融資をご利用の方】

- ① 返済予定表の写し★ 融資決定時に金融機関より交付されたもの
- ② 利息支払証明書 ※商工中金へ令和7年1月～令和7年12月の利息支払額が確認できる書類を請求してください。

- ③ 金銭消費貸借契約書★
- ④ 「特別利子補給助成金交付決定通知書」または「特別利子補給助成金確定通知書」の写し★（※△参照）

※△（独）中小企業基盤整備機構 新型コロナウイルス感染症特別利子補給制度事務局より特別利子補給交付決定時に「特別利子補給助成金交付決定通知書」助成対象期間終了後に「特別利子補給助成金確定通知書」が交付されます。両方お持ちの場合は、確定通知書の方を優先してください。

### 各補助対象融資に係る書類の省略について

令和5年度又は令和6年度に本利子補給金の申請をし、利子補給金の交付を受けた方については、下記の要件を全て満たしている場合★の書類を省略することができます。

- ① 前年度又は前々年度に本利子補給金の申請をし、利子補給金の交付を受けた融資と同じ融資の申請をする場合
- ② ①の申請の際に添付した書類の内容から融資内容や記載内容に変更がない場合
- ③ ①の申請の際に添付した書類に今年度の審査に必要な内容が記載されている場合

※以下の場合は省略できません。

#### 例1 令和6年度に申請した融資Aとは別の融資Bについて申請をする場合

⇒前年又は前々年に申請した融資と同じ融資ではないため省略不可

#### 例2 令和6年度申請時に提出した内容から返済日、返済額等を変更している場合

⇒前年又は前々年の申告の際に添付した書類から内容を変更しているため省略不可

#### 例3 令和6年度申請時に提出した返済予定表に令和7年度の返済の内容（月々の返済日、返済額等）が記載されていない場合

⇒今年度の審査に必要な内容が記載されていないため省略不可

※令和7年度に初めて本利子補給の申請をされる場合は、事前登録の際に融資関係書類を提出している場合でも、全ての書類の提出が必要です。

※利息支払証明書・お支払済額明細書など、補助対象融資に係る書類であっても令和7年中に利息を支払ったことが分かる書類については省略できません。

### (3) 提出方法

<窓口の場合>

① 提出先 茨木市役所南館9階 特設受付

② 受付時間 平日 8:45～17:15

※市役所南館（1階東玄関付近に郵便局がある庁舎）

<郵送の場合>

〒567-8505 茨木市駅前三丁目8番13号

茨木市 産業環境部 商工労政課

新型コロナウイルス関連融資に係る利子補給金事務局 あて

（令和8年1月30日必着）



申請書兼請求書および誓約書については市ホームページ（右記QRコード参照）からダウンロードまたは商工労政課窓口に用意しています。

<https://www.city.ibaraki.osaka.jp/kikou/sangyo/shoukou/menu/yushiassen/48213.html>

## 8 利子補給事業者の義務

- (1) 利子補給事業者（利子補給の交付を受ける者）は、当該利子補給事業に係る収入及び支出に関する帳簿並びに証拠書類を常に整備し、事業終了年度の翌年度から5年間保存しなければなりません。
- (2) 本市から求めのあった場合には、立入検査に応じていただきます。
- (3) その他、利子補給金交付要綱の規定を遵守していただきます。

## 9 利子補給の取り消し等

下記に該当する場合は、利子補給金を交付しないことや、交付された利子補給金の一部または全部を返還していただくことがあります。

- (1) 「茨木市新型コロナウイルス感染症関連融資に係る利子補給金交付要綱」に違反したとき。
- (2) 虚偽その他不正な行為により補助を受け、または受けようとしたとき。
- (3) その他市長が不適当と認めたとき。

## 10 問い合わせ先

茨木市新型コロナウイルス感染症関連融資に係る利子補給金事務局（茨木市委託）  
コールセンター 072-647-2917（平日 8:45～17:15）